

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 三三〇
- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 三三〇
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三三〇
- 生活保護法による医療扶助のための施術者を指定した件 三三〇
- 特定計量器の定期検査を実施する件 三三〇
- 地方卸売市場において卸売の業務を行うことを許可した件 三三〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三〇
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三三〇
- 地籍調査の成果について認証した件 三三〇
- 保安林の指定をする件 三三〇
- 建築基準法により特定工程及び特定工程後の工程を指定する件の一部を改正する件 三三〇
- 建築基準法により特定工程及び特定工程後の工程を指定する件 三三〇

公 告

- 免税証を無効とする件 三三七
 - 随意契約の相手方を決定した件 三三七
 - 一般競争入札を行う件 三三七
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 三三七
 - 狩猟免許試験を実施する件 三三七
 - 狩猟に関する適性検査及び講習を実施する件 三三七
 - 障害者自立支援法により指定自立支援医療機関を指定した件 三三七
 - 障害者自立支援法により指定相談支援事業者を指定した件 三三七
 - 土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 三三七
 - 公共測量の実施の終了について通知があった件 三三七
 - 指定管理者の代表者の変更の届出があった件 三三七
- 正 誤**
- 平成十八年五月二十六日付け定例第七百七十五号中 三三六
 - 平成十九年三月十六日付け定例第八百五十八号中 三三六
 - 平成十九年四月二十七日付け定例第八百七十号中 三三六
 - 平成十九年五月十一日付け定例第八百七十四号中 三三六

告 示

福島県告示第三百五十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社アポロガス 代表取締役 相良 育男
- 二 住所
福島市飯坂町字八景六番地の十七
- 三 認定年月日
平成十九年五月九日

(県民安全領域消防保安グループ)

福島県告示第三百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
もんま整形外科医院	南相馬市小高区大町一丁目四〇―一	平成一九年四月一日
わたなべ内科・胃腸科	相馬市大曲字大毛内七七―一	同 年 同 月 二 日
雷クリニク	田村郡三春町大字平沢字田畑二八六―一	同 年 同 月 二 日
みゆき歯科クリニック	会津若松市中央二丁目五―一	同 年 三 月 一 日
鏡石デンタルクリニック	岩瀬郡鏡石町桜岡三七五―九	平成一八年八月一日
薬局おくすり本舗桜台店	福島市田沢字桜台三六一―八	平成一九年三月一日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第三百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定

医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成十九年五月十八日

名 称 佐藤整形外科
所 在 地 福島市入江町一〇―五
福島県知事 佐藤 雄平
廃止年月日 平成一八年一〇月一四日
福島県立リハビリテーション 本宮市本宮字千代田六〇―一
ン飯坂温泉病院本宮診療所 平成一九年三月三十一日
みゆき歯科クリニック 会津若松市中央二丁目五―一
同 年 二月二十八日
(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第三百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成十九年五月十八日

氏 名 住 所 福島県知事 佐藤 雄平
馬場 仁平 南会津郡南会津町小 仁平マッサ 南会津郡南会津町小塩 平成一九年
塩字持石六七九 ージ 字持石六七九 四月一日
(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第三百五十七号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成十九年五月十八日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査
福島県知事 佐藤 雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市(表郷、大信、東の地域)	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月二〇日 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	白河市表郷庁舎
		六月二二日 午前九時三〇分から 同一時三〇分まで	白河市東庁舎

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所での実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市(表郷、大信、東の地域) 西白河郡 西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二二日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
同 郡西郷	同	同
同 郡中島	同	同
同 郡泉崎	同	同
西白河郡矢吹町	同	同
右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月二七日 午前九時三〇分から 同一時三〇分まで
		六月二八日から七月二七日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
		午前一〇時から 午後三時まで
		福島県計量検定所
		西郷村文化センター
		中島村中央公民館
		泉崎村農村環境改善センター
		矢吹町中央公民館
		大信農村環境改善センター

福島県告示第三百五十八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により、次の者が地方卸売市場において卸売の業務を行うことにつき次のとおり許可した。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

（計量検定所）

許可 番号	許可年月 日	許可を受けた者の名称 及び住所	卸売の業務を行う地方卸売 市場の名称及び位置	取扱品目 の部類
九三	平成一九 年四月二 四日	株式会社あいづ園芸 会津若松市一箕町大字 鶴賀字船ヶ森東四七〇 番地	会津若松市公設地方卸売市 場 会津若松市一箕町大字鶴賀 字船ヶ森東四七〇番地	花き部

（生産流通領域流通消費グループ）

福島県告示第三百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津東部土地改良区から平成十九年三月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月十一日認可した。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、只来沼地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

土地改良事業変更計画書の写し

平成十九年五月二十一日から

同 年六月十一日まで（二十二日間）

二本松市役所

福島県告示第三百六十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、東白川郡塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

（農村整備領域農村計画グループ）

- 一 調査を行った者の名称
- 二 成果の名称

塙町
東白川郡塙町大字東河内の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村整備領域農地管理グループ）

福島県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林の所在場所
- 二 指定の目的
- 三 指定施業要件

伊達市梁川町山舟生字鹿野新田一二九、一三〇、一三三から一三五まで、一三七の一、一三七の二

落石の危険の防止

立木の伐採方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第三百六十三号

建築基準法により特定工程及び特定工程後の工程を指定する件（平成十八年福島県告示第百七十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年六月二十日から施行する。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

本文中「建築基準法」を「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の建築基準法」に、「指定する」を「指定し、平成十九年六月二十日から施行する」に改める。
四の2中「の配筋工事」を「に鉄筋を配置する工事」に改め、四の3中「の配筋工事」を「に鉄筋を配置する工事」に、「梁」を「はり」に改める。
五の2中「コンクリート打設工事」を「鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事」に改める。

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第三百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び同条第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成十九年六月二十日から施行する。

平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 中間検査を行う区域
福島県の区域のうち、第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

二 中間検査を行う期間

平成十九年六月二十日から平成二十一年三月三十一日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

- 1 木造（一部木造を含む。）の建築物のうち、一戸建ての住宅（建築主の居住の用に供する住宅を除く。）、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が百平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が二以上のもの。ただし、法第十八条第二項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの、国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているもの又は枠組壁工法、木質プレハブ工法若しくは丸太組構法によるものを除く。
- 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が三以上のもの。ただし、法第十八条第二項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの又は国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているものを除く。

四 指定する特定工程（法第七条の三第一項第一号の政令で定める工程に該当するものを除く。）

- 1 木造の建築物にあつては、屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事
- 2 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事、各階の床版に鉄筋を配置する工事及び最上階の屋根版に鉄筋を

配置する工事

3 鉄骨造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配筋する工事並びに柱及びはりの本接合ボルトの締付け工事

五 指定する特定工程後の工程

- 1 木造の建築物にあつては、壁の外装工事又は内装工事
- 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分の鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、耐火被覆の工事及び仕上げ材の工事

（建築領域建築指導グループ）

公 告

公告第二百七十六号

次の軽油引取税免税証については、平成十九年四月二十四日南相馬市内において亡失した旨届出があつたので、同日以降当該軽油引取税免税証は無効とする。

平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

亡失した軽油引取税免税証の様式及び種類	番 号	枚 数
一 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二三三号）第一八条に規定する第三二六号様式五〇リットル券	FF六〇七〇一四〇五一 FF六〇七〇一四〇六八 FF六〇七〇一四〇七五 FF六〇七〇一四〇八二 FF六〇七〇一四〇九九	五 枚
二 同条に規定する第三二六号様式一〇リットル券	FC六〇七〇二二六九七 FC六〇七〇二二七〇三	二 枚

（財務領域課税収税グループ）

公 告 第 277 号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成十九年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第一項の規定により公布する。

平成19年5月18日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成19年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県総務部市町村領域市町村行政グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
70,865,524円
- 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(市町村領域市町村行政グループ)

公告第278号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県次期グループウェアシステムの構築業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年5月18日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
(1) 調達する特定役務の件名及び数量 福島県次期グループウェアシステムの構築業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをして

いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 3に規定する資格の確認の申請日の直前5年間に、5,000人程度が使用するグループウェアシステムの設計及び構築業務を行った実績があること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の総合評価一般競争入札参加資格確認申請書に2の(4)に掲げる事項を証明する書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
なお、平成19年6月5日(火)午後5時までに申請を行わなかったときには、当該資格を与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部情報統計領域電子社会推進グループ
電話024-521-7135

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成19年5月18日(金)から同年6月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚程度が入る大きさに390円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、3に掲げるグループまで請求すること。

なお、平成19年5月30日(水)午後5時まで必着とする。

5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成19年5月28日(月) 午前10時

- (2) 場所 福島県自治会館7階703会議室(福島県福島市中町8番2号)

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成19年6月28日(木) 午後2時

- (2) 場所 福島県庁西庁舎3階301会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

- (3) その他 郵便により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、平成19年6月27日(水)午後5時までに次に掲げる場所に必着のこと。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部企画調整総務領域総務企画グループ
電話024-521-7108

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全額又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札方法

(1) 本件入札は、総合評価一般競争入札により行う。

(2) 入札者は、総合評価師のための提案書を入札書とともに提出しなければならない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税の課税対象額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税に相当する金額を控除した額を入札書に記載するとともに、消費税の課税対象額を明記すること。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、次に掲げる技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

ア 技術点は、別記「落札者決定基準」に基づき総合評価師のための提案書を審査し、算出する。

なお、技術点の満点は2,000点とする。

イ 価格点は、次に掲げる式により算出する。

$$\text{価格点} = 2,000 - (A / B \times 2,000)$$

$$A = \text{入札価格} - \text{消費税課税対象額} \times 0.05$$

B = 予定価格

価格点に端数があるときは、少数点第3位以下を四捨五入し、Aに端数があるときは、小数点以下を切り捨てる。

(2) 落札者となるべき同得点の入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができなない者があるときは、これに代えて、当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 総合評価師のための提案書の審査は、次により開催される審査会において行う。なお、場所及び日時を変更する場合がある。

ア 日時 平成19年7月19日（木）午前9時30分から同日20日（金）午後4時

イ 場所 福島県宇内庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

11 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature of the product and service to be procured : Groupware System Iset
 - (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00p.m., 28 June 2007
 - (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 27 June 2007
 - (4) Contact point for the notice : Electronic Society Promotion Group, Information and Statistics Division, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisuma -cho, Fukushima -shi, Fukushima, 960-8670 Japan TEL 024-521-7135
- 別記 落札者決定基準

番号	大分類	中分類	項番	小分類	加点の上限
1	グループウェアシステム全般	保守費用について	1-1	保守費用が低廉であるか。	200
			1-2	仕様書に掲げる使用人数等でのアクセスに対応し得る適切な機器選定及び配置がなされているか。	150
		基本仕様について	1-3	セキュリティ対策に配慮した適切なネットワーク構成が選定されているか。	50
			1-4	機器の拡張性に対する配慮は十分であるか。	50
			1-5	仕様書に掲げるクライアントパソコンが、システムの対象として記載されているか。	10
			1-6	消費電力を削減するための有意義な工夫がなされているか。	10
			1-7	仕様書に記載のない項目について有意義な提案が記載されているか。	50
			1-8	システムの安定的な運用を行うための体制について有意義な提案がなされているか。	50
			1-9	システムの稼働状況及びパフォーマンスを監視する手法について有意義な提案がなされているか。	50
			1-10	システムメンテナンス時及びシステム障害時の保守体制について有意義な提案がなされているか。	10

稼働率について

2	グループウェア	グループウェア全般について	2-1	仕様書に掲げる使用人数等でのアクセスに対応し得る適切な機器選定及び配置がなされているか。	100	
			2-2	グループウェアシステムとクライアントパソコン間の暗号化を行う方法について有意義な提案がなされているか。	20	
			2-3	新JIS漢字 (JIS2004) への対応について有意義な提案がなされているか。	10	
			2-4	使用期間中にリリースまたはバージョンアップされたOS及びInternet Explorerへの対応について有意義な提案がなされているか。	10	
			メール機能について	2-5	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	50
				2-6	利用者の利便性を確保するための有意義な工夫がなされているか。	50
				2-7	管理者の利便性を確保するための有意義な工夫がなされているか。	30
			掲示板機能について	2-8	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	50
				2-9	利用者の利便性を確保するための有意義な工夫がなされているか。	50
				2-10	管理者の利便性を確保するための有意義な工夫がなされているか。	50
			施設予約管理機能について	2-11	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	50
				2-12	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	10
3	ネットワーク	DNS / NTP サーバについて	2-13	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	10	
			2-14	ユーザデータの変更が簡易かつ自由に行える工夫がなされているか。	150	
			2-15	ユーザの認証方法について有意義な提案がなされているか。	50	
			2-16	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	20	
			2-17	利用者の利便性を確保するための工夫について記載がなされているか。	20	
			2-18	システム監視機能の必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	20	
			2-19	システム負荷表示機能の必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	20	
			2-20	サーバの操作記録を取得する方法及び操作記録の保存方法について適切な記載があるか。	30	
			ウェブルス対策について	3-1	仕様書に掲げる使用人数等のアクセスに対応し得る適切な機器選定及び配置がなされているか。	30
				3-2	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	50
				3-3	仕様書に掲げる必須機能の対象となるOS以外に配信可能なパターンソフウェアについて記載がなされているか。	30
			ウェブルス対策 (サーバ) について	3-4	Winnyの検出又は削除が可能であるか。	30
3-5	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	50				

5	費用	初期費用について	修正プログラム配信機能について	3-6	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	50
			クライアント管理について	3-11	ネットワーク以外の記録媒体による修正プログラムの配信について有意義な提案がなされているか。	20
4	構築スケジュール	スケジュールについて	クライアント操作記録について	3-13	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	50
			不適用PCについて	3-14	仕様書に掲げる必須機能を満たした上で、それ以上の機能が記載されているか。	50
5	費用	初期費用について	構築スケジュールについて	4-1	構築スケジュールについて、各工程の詳細（作業内容、成果物並びに受託者及び委託者の役割分担等）がわかるように具体的に記載されているか。	30
			予定価格との差をもとに価格点を計算する。	5-1		2,000

(情報統計領域電子社会推進グループ)

公告第二百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成十九年五月七日
- 二 名称
特定非営利活動法人にじの会
- 三 代表者の氏名
加藤 三保子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市吉倉字八幡五十番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、視覚障害者のニーズに応じた各種支援事業を行い、視覚障害者の情報収集並びに社会参加の向上に寄与するとともに、視覚障害者福祉の啓発活動を行うことによつて、視覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第二百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成十九年五月七日
- 二 名称
NPO法人One Hundred
- 三 代表者の氏名
佐藤 智
- 四 主たる事務所の所在地
福島県二本松市松岡二百六十五番地三十九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいをもつ方に対して、自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第二百八十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の規定により、次のとおり狩猟免許試験を実施する。

平成十九年五月十八日

一 試験期日及び試験会場

福島県知事 佐藤 雄平

区分	試験期日	試験会場
第一回	平成十九年九月四日(火)	郡山市労働福祉会館
第二回	平成十九年十月二十一日(日)	同

二 受験資格

福島県内に住所を有する者。ただし、次の1から6までのいずれかに該当する者は、受験することができない。

- 1 試験の日において二十歳未満の者
- 2 次の(一)から(四)までに掲げる病気にかかっている者

(一) 統合失調症

(二) そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)

(三) てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

3 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(1から3までに該当する者を除く。)

5 法、改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの

6 狩猟免許の取消しを受けた者でその取消しの日から三年を経過しないもの

三 免許申請書等の受付期間

1 第一回試験

平成十九年六月二十九日(金)から同年七月三十一日(火)まで(土曜日、日曜日及び七月十六日を除く。)

2 第二回試験

平成十九年八月十七日(金)から同年九月十八日(火)まで(土曜日、日曜日及び九月十七日を除く。)

ただし、郵送による場合は、受付締切日までの消印のあるものを有効とする。

四 免許申請書等の提出先

申請者の住所を管轄する福島県地方振興局

五 その他

受験手続等に関する照会は、福島県生活環境部環境共生領域自然保護グループ又は

最寄りの福島県地方振興局県民環境部(いわき地方振興局にあつては、県民部)に行うこと。
(環境共生領域自然保護グループ)

公告第二百八十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条の規定により、次のとおり狩猟に関する適性検査及び講習を実施する。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 主催地方振興局、開催期日、開始時刻及び開催場所

主催地方振興局	開催期日	開始時刻	開催場所
(第一回)			
県北地方振興局	七月十日	午前九時三十分	福島市 福島県青少年会館
県中地方振興局	六月二十七日	午前九時三十分	郡山市 安積総合学習センター
県南地方振興局	七月三日	午前九時三十分	白河市 福島県白河合同庁舎
会津地方振興局	六月十五日	午前九時三十分	会津若松市 会津若松市北会津公民館
南会津地方振興局	六月二十八日	午前九時三十分	南会津郡会津町 福島県南会津合同庁舎
相双地方振興局	六月二十七日	午前九時三十分	南相馬市 原町区福祉会館
いわき地方振興局	七月四日	午前九時三十分	双葉郡富岡町 富岡生涯学習館
(第二回)			
県中地方振興局	六月二十一日	午前九時三十分	いわき市 福島県いわき合同庁舎
県中地方振興局	九月十日	午前九時三十分	郡山市 安積総合学習センター

二 対象者

福島県内に住所を有する者であつて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により平成十九年九月十四日までの有効期間の狩猟免許を受けており、かつ、同法の規定により狩猟免許の更新を受けようとするもの。なお、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許についても同時に更新を受けることができる。

- 三 申請書等の受付期限
第一回にあつては主催地方振興局ごとに最初の開催期日の二週間前までとし、第二回にあつては平成十九年七月三十日から同年八月二十七日までとする。
ただし、郵送による場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。
- 四 申請書等の提出先
申請者の住所地を所管する福島県地方振興局
- 五 その他
狩猟免許更新の手続等に関する照会は、最寄りの福島県地方振興局県民環境部（いわき地方振興局にあつては、県民部）を行うこと。
（環境共生領域自然保護グループ）

公告第二百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
福島県立大野病院	双葉郡大熊町大字下野上字大野九八一―一	平成一九年五月一日	育成医療更生医療	整形外科	作山 洋三

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第二百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
郡山市	福島県郡山	社会福	福島県郡山	平成一九年	相談支援	身体障害者

障害者福祉センター	市香久池一丁目一五番一五号	社団法人郡山市社会福祉事業団	市朝日二丁目九番九号	五月一日	知的障害者障害児
-----------	---------------	----------------	------------	------	----------

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条で準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区連合の名称
会津南部土地改良区連合
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 眞鍋 儀市 会津若松市北会津町東小松二二四二番地

（農村整備領域農村計画グループ）

公告第二百八十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、公共測量の実施の終了について、平成十九年四月二十四日付けで福島県方法務局長から次のとおり通知があった。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 測量地域 会津若松市城南町、南町及び城前地区
- 二 測量開始期日 平成十八年六月一日
- 三 測量終了期日 平成十九年三月三十日
- 四 作業の種類 公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

（土木総務領域総務予算グループ）

公告第二百八十七号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第六条の規定により、財団法人ふくしま建築住宅センターから次のとおり変更の届出があった。
平成十九年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 変更した事項

代表者
 変更前 宗像 武久
 変更後 鈴木 康之
 変更した年月日
 平成十九年四月十八日

(建築領域建築住宅企画グループ)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十八年五月二十六日付け定例第七百七十五号中

三九八	上	後ろか	福島市土湯温泉町字猪倉一 の二・松川町水原字南澤一	福島市佐原字竹ノ森一の一・ 二本松市大字永田字長坂一
-----	---	-----	------------------------------	-------------------------------

○平成十九年三月十六日付け定例第八百五十八号中

一九六	上	一一	第二十五条の二第二項	第二十五条の二第一項
-----	---	----	------------	------------

○平成十九年四月二十七日付け定例第八百七十号中

三三四	上	後ろか ら三	いわき市小川町上小川字 小川山・川前町川前字茄子 平・字山下谷・字棚木及び 字外門・川前町下桶賣字高 部・字上高部及び字荻・川 前町小白井字精斉・三和町 合戸字細戸・三和町下永井 字軽井澤・三和町下三坂字 下三坂及び字北山・	いわき市小川町上小川字 小川山、川前町川前字茄子 平、字山下谷、字棚木及び 字外門、川前町下桶賣字高 部、字上高部及び字荻、川 前町小白井字精斉、三和町 合戸字細戸、三和町下永井 字軽井澤、三和町下三坂字 下三坂及び字北山、
-----	---	-----------	--	--

○平成十九年五月十一日付け定例第八百七十四号中

三三二	上	四	六月二十二日(金)	六月二十二(月)
-----	---	---	-----------	----------